

令和4年7月20日

各県立学校長 様  
各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

「公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて」の一部改正について（通知）

このことについて、「公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて」（平成19年3月12日18高教職第1315号）の「公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（質疑応答集）」を改正しましたので、適切にお取扱いください。

なお、今回の質疑応答集の改正は、手当の取扱いを明確にするために質疑を追加するもので、運用を改めるものではありません。

各市町村（学校組合）教育長にあっては、管内の学校に対しても周知していただきますようお願いします。

記

1 主な改正点

問25を追加し、教育業務連絡指導手当の学級数について高等学校等の取扱いを追加するもの

2 改正内容

別紙 新旧対照表のとおり

担当

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

【県立学校文書分類番号 02-05-0001】

(部活動指導手当)

問1 「学校の管理下において行われる部活動」とはどのようなものか？

(答) 学校における教育活動の一部として行われる部活動のことをいい、学校における教育活動とは関係なく市町村、地域教育団体等の責任において実施される社会教育活動等として実施される部活動は含まない。

【参考】「高知県運動部活動ガイドライン」Q & A

4 適切な休養日等の設定

Q 1. 休業日の部活動は、どのようなものが該当するか？

A. 「学校の管理下において行われる部活動」であり、具体的には次に掲げる活動等である。

ア 通常に学校内で行うもの（近隣施設での活動、準備運動・整理運動等を含む。）

イ 特設に学校外で行うもの

- ・ 遠征、合宿、練習試合等（地域行事を含む。）
- ・ 合同チーム（部活動として認められるものに限る。）で行うもの
- ・ 対外運動競技等に該当しない競技大会

ウ 対外運動競技等

※Q & Aは文化部活動においても準用する。

問2 「児童又は生徒に対する指導業務」とはどういうことか？

(答) あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が、当該担当にかかる部活動において児童又は生徒を直接指導する業務をいう。したがって、特定の教員が特定の部の指導にあたることが校務分掌上明らかであることが必要である。

問3 部活動が「高知県運動部活動ガイドライン」又は「高知県文化部活動ガイドライン」を踏まえた活動計画の時間を超えて実施された場合、部活動指導手当を支給できるか？

(答) 部活動指導手当は、計画的に実施された部活動の指導業務にかかった時間に応じて支給される。しかし、やむを得ない事情により、計画された時間を超えて指導業務に従事した場合で、学校長が必要と認めるときは、実績に応じて手当を支給できる。

なお、必要と認められない場合は、計画された時間が手当支給の対象となる。

※学校長は承認にあたって、「運動部活動ガイドライン」等の趣旨や教員の負担軽減の観点を中心に踏まえるとともに、同ガイドラインQ & Aを参照すること。

【参考】「高知県運動部活動ガイドライン」Q & A

#### 4 適切な休養日等の設定

Q 2. 高知県運動部活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に示された1日の活動時間は、すべての活動に適用されるか？

A. 活動時間は、通常、学校内で行うものを想定しており、時間については、授業日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

一方、休業日に「特設に学校外で行うもの」については、年間計画に基づき学校長の承認を得た場合に限り、ガイドラインに示した活動時間を超えて実施することができる。

Q 3. 休業日に「特設に学校外で行うもの」は、1日当たりの活動時間をどの程度まで超えて実施することができるか？

A. 学校長は、指導日数や指導内容、生徒の健康状態や安全面の確保を踏まえて、年間計画に基づき生徒の活動時間を設定する必要がある、できる限り3時間程度に抑制するよう努め、週当たりの活動時間における上限<sup>※1</sup>を考慮して、実施する。

※1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

Q 4. 休業日の「特設に学校外で行うもの」は、日数に制限があるか？

A. 休業日の「特設に学校外で行うもの」については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう生徒の実態を踏まえたうえで、年間の活動計画に適切に設定して、実施する。

※Q & Aは文化部活動においても準用する。

問4 駅伝大会への参加のため、臨時的に編成した部の指導に従事した場合、部活動指導手当を支給できるか？

（答）部活動は、年間を通じ計画的に実施されるものであり、臨時的に編成された部に係る指導業務は、手当支給の対象とならない。

問5 外部指導者を招いて技術的な指導を行っている部活動は手当の対象になるか？

（答）部活動の指導を担当することとされている教員が、その際に管理、監督して行っている部活動の指導業務であれば、手当対象となる。

ただし、部活動指導員が管理、監督を行うことが可能な場合は、その指導等全般を部活動指導員に一任することが望ましい。

問6 生徒を引率して試合の観戦に行った場合、手当を支給してよいか？

(答) 部本来の目的のための活動やトレーニングとして実施されるもので、部活動の一環として実施されたものであることが明らかである場合は、部活動の指導業務を行ったものとして手当を支給できる。

問7 「部活動」の指導業務には、対外運動競技等の指導業務も含まれるか？

(答) 「部活動」の指導業務の手当支給対象となる指導業務には、部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務を含むものとしている。  
したがって、部活動としての対外運動競技等が勤務を要しない日等に行われ、指導業務に従事した時間が2時間以上であるが8時間程度に及ばない場合は、「部活動」の指導業務として手当を支給できる。

(対外運動競技等)

問8 「対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務」は競技会等の開始から終了までの業務に限られるか？  
また、運動競技等が雨天順延となり、宿舎で待機した場合、当該待機も指導業務に含めてよいか？

(答) 設問の場合、例えば学校に集合して出発し競技等の終了後帰校してから解散したような場合には、出発から解散までの間における業務を含み、また、雨天順延のため宿舎で待機した場合も含まれる。なお、この扱いは「学校の管理下において行われる部活動」の場合に行う指導業務についても同様である。

問9 対外運動競技等から帰校後、練習等を行って解散した場合は、練習等の時間も含めてよいか？

(答) 対外運動競技等の指導業務（8時間程度）に含まれる従事時間は問8のとおりであるが、帰校後に行われた通常の部活動指導業務と判断される時間は除くものとする。

問10 対外運動競技に、児童生徒引率教員とは別に審判員として参加した教員には手当が支給できないか？

(答) 当該手当は、生徒を引率して行う指導業務に対して支給されるものであるため、手当は支給できない。

問11 自校が対外運動競技会の会場となった場合、引率指導業務の手当は支給できるか？

(答) 自校の児童生徒が大会に参加し、8時間程度業務に従事していれば支給対象として取り扱ってよい。

その場合、他校等で開催された大会に引率する場合の教員数と均衡がとれていることや役員等で大会に携わった教員は支給対象に含めてはならないこと等に留意する必要がある。

問12 任命権者が定めた対外運動競技等は、国若しくは地方公共団体の開催するもの又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するものであるが、後援する場合も手当対象となるか？

(答) 後援という形態の場合は、手当の支給対象となる対外運動競技等に該当しない。

※大会名称が昨年と同じであっても開催要項等で確認を行い、写しを保管しておくこと。

問13 任命権者が定めた学校体育団体又は教育研究団体の開催する児童生徒が対象の講習会へ児童生徒を引率する場合は、対外運動競技等における指導業務の手当の対象となるか？

(答) 講習会への引率は、対外運動競技等における指導業務に該当しない。なお、部活動の一環として実施されたものであることが明らかであり、かつ、従事した時間が2時間以上である場合は部活動の指導業務を行ったものとして手当を支給できる。

問14 市教育委員会が主催する弁論大会に視聴者として参加する自校の生徒を引率した場合、当該業務に該当するか？

(答) 当該参加が学校教育活動として実施される場合は該当する。

問15 全国高等学校体育連盟主催の運動競技会に応援団として参加する生徒を引率した場合、当該業務に該当するか？

(答) 当該参加が学校教育活動として実施される場合は該当する。

問16 対外運動競技会に参加するため、宿泊を伴い生徒を引率した。1日目は開会式、2日目以降に試合が行われた場合、開会式を含め手当を支給してよいか？

(答) 引率指導業務が8時間程度行われている場合は、開会式のみ参加した日も支給対象となる。

(修学旅行、林間・臨海学校)

問17 「修学旅行、林間・臨海学校等」 については、学校が計画し、実施されるものであればクラス単位又は参加が任意のものであっても該当するか。

(答) これらの行事が教育活動の一環として学校が計画し実施するものであれば、その行事の規模に関係なく、クラス単位であっても、また、任意の形態のものであっても該当する。ただし、部活動とみられるものは、これに該当しない。

問18 自校の施設を利用して宿泊学習等を実施する場合であっても該当するか。

(答) 校内で実施されるものは原則として該当しない。ただし校外で実施される林間学校等と同様の形態で実施されるものであれば例外的に該当すると扱っており、平素と異なった環境のもと（いわゆる学校外）でオリエンテーリングなどを実施し、宿泊場所が会場の都合から学校となった場合等がその例としてあげられる。

(児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務)

問19 登下校時の児童が交通事故にあい、その救急に当たった場合の業務は該当するか。  
また、日曜日に自宅付近で自校の児童の交通事故に遭遇し、その旨を校長に連絡し救急業務に従事した場合かどうか？

(答) 当該教員が公務として行った場合は該当する。

問20 授業中生徒が負傷し、応急処置を施した後病院に同行し、引き続いて当該生徒に付き添った場合、その付き添いは救急業務に該当するか？

(答) 校長の指示により、保護者に引き渡すまでの時間の付き添いを行った等、学校の管理下で行われた児童生徒に対する救急の業務である場合は該当する。

ただし、入院をさせた後の付き添いは、特に医師の指示等がない場合など、緊急性がないと思われる場合は、救急業務に当たらないと判断されるので、その場合の状況等により校長の指示に従うこと。

(その他)

問21 修学旅行における児童生徒の引率指導業務に従事中、児童生徒が負傷したため、その救急業務に従事した場合のように、同一の日に二以上の業務に従事した場合には、手当の支給はどうなるか？

(答) それらの業務のうち主として行った一の業務にかかる手当を支給する。

問22 従事時間は「日中 8 時間程度」とされているが、8 時間未満である場合は対象とらないか

(答) 従事時間が 7 時間 30 分以上あれば、対象としてよい。

(多学年学級担当手当)

問23 臨時休校および学年閉鎖の場合、手当支給の該当になるか？

(答) 勤務しておれば支給してよい。

問24 夏季休業中、全校児童対象に希望申込みを取り水泳指導を行った。当該手当の支給対象となる学年も指導したが、手当支給の該当になるか？

(答) あらかじめ計画された学級全体に係わる指導であれば支給対象となるが、希望者を募ったようなものであれば、対象とならない。

(教育業務連絡指導手当)

問25 学級数について、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が適用されない高等学校等はどのように数えるべきか。

(答) ホームルーム単位の実学級数により判断する。

問26 在籍児童数1名の特別支援学級の児童が転出し、在籍児童がいなくなったため、当該学年の学級数が3→2に減ってしまった。学年主任手当は児童が在籍する日までの支給でよいのか？

(答) お見込みのとおり。  
教育業務連絡指導手当は学級数を基準に支給される日額手当である。

問27 手当支給対象主任を兼務している場合、倍額の手当を支給できるか？

(答) いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ支給する。

問28 多学年学級担当の教務主任が、当該担当の6学年の修学旅行に従事した場合、それぞれの支給要件に該当すれば、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、特殊業務手当を併給できるか？

(答) 併給できる。

問29 2年生の通常の学級が2学級あり、2年生及び3年生の児童で構成される特別支援学級の担任が2年生の学年主任の場合、学年主任の手当は支給されるか？

(答) 支給されない。

複数の児童生徒で構成される特別支援学級については、学校の学級数としては1学級とカウントするが、学年の学級数としては、当該学年のいずれの学級数にもカウントしない。

なお、単一の学年の児童生徒で構成される特別支援学級については、学校の学級数としては1学級とカウントし、学年の学級数としても当該学年の学級数にカウントする。

**(夜間学級教育手当)**

問30 担当業務時間は「4時間程度」とされているが、4時間未満である場合は対象とらないか？

(答) 担当業務時間が3時間30分以上あれば、対象としてよい。

問31 夜間学級に在籍する生徒を対象とした学校行事等に出席した場合、手当支給の該当になる職員は？

(答) 当該学校行事等に参加する時間（準備等にかかる時間を含む。）が、担当業務時間数の2分の1以上の職員のうち、夜間学級を担当することが校務分掌上明らかである職員に支給する。

問32 夜間学級を別棟に開設する中学校の校長が、別棟の校舎には常時勤務しない場合、手当は支給されるか？

(答) 原則として、別棟の校舎で勤務していない場合には支給されない。

ただし、通常勤務する校舎において、夜間学級に関する業務に従事することが明らかである場合のみ支給できる。

問33 夜間学級を置く中学校に兼務発令を受けた教諭等が、夜間学級の授業又は教育に関する業務に従事した場合、手当は支給されるか？

(答) 夜間学級が設置されている校舎において、夜間学級に関する業務に従事する場合は支給される。



## 新 旧 対 照 表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>特殊勤務手当質疑応答集</p> <p>(部活動指導手当) ～ (多学年学級担当手当)<br/>略</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>問25 <u>学級数について、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が適用されない高等学校等はどのように数えるべきか。</u></p> <p>(答) ホームルーム単位の実学級数により判断する。</p> <p>問26 在籍児童数1名の特別支援学級の児童が転出し、在籍児童がいなくなったため、当該学年の学級数が3→2に減ってしまった。学年主任手当は児童が在籍する日までの支給でよいのか？</p> <p>(答) お見込みのとおり。<br/>教育業務連絡指導手当は学級数を基準に支給される日額手当である。</p> <p>問27 手当支給対象主任を兼務している場合、倍額の手当を支給できるか？</p> <p>(答) いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ支給する。</p> <p>問28 多学年学級担当の教務主任が、当該担当の6学年の修学旅行に従事した場合、それぞれの支給要件に該当すれば、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、特殊業務手当を併給できるか？</p> <p>(答) 併給できる。</p> | <p>特殊勤務手当質疑応答集</p> <p>(部活動指導手当) ～ (多学年学級担当手当)<br/>略</p> <p>(教育業務連絡指導手当)<br/>(新規)</p> <p>問25 在籍児童数1名の特別支援学級の児童が転出し、在籍児童がいなくなったため、当該学年の学級数が3→2に減ってしまった。学年主任手当は児童が在籍する日までの支給でよいのか？</p> <p>(答) お見込みのとおり。<br/>教育業務連絡指導手当は学級数を基準に支給される日額手当である。</p> <p>問26 手当支給対象主任を兼務している場合、倍額の手当を支給できるか？</p> <p>(答) いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ支給する。</p> <p>問27 多学年学級担当の教務主任が、当該担当の6学年の修学旅行に従事した場合、それぞれの支給要件に該当すれば、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、特殊業務手当を併給できるか？</p> <p>(答) 併給できる。</p> |

新 旧 対 照 表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>問29 2年生の通常の学級が2学級あり、2年生及び3年生の児童で構成される特別支援学級の担任が2年生の学年主任の場合、学年主任の手当は支給されるか？</p> <p>(答) 支給されない。</p> <p>複数の児童生徒で構成される特別支援学級については、学校の学級数としては1学級とカウントするが、学年の学級数としては、当該学年のいずれの学級数にもカウントしない。</p> <p>なお、単一の学年の児童生徒で構成される特別支援学級については、学校の学級数としては1学級とカウントし、学年の学級数としても当該学年の学級数にカウントする。</p> <p>(夜間学級教育手当)</p> <p>問30 担当業務時間は「4時間程度」とされているが、4時間未満である場合は対象とならないか？</p> <p>(答) 担当業務時間が3時間30分以上あれば、対象としてよい。</p> <p>問31 夜間学級に在籍する生徒を対象とした学校行事等に出席した場合、手当支給の該当になる職員は？</p> <p>(答) 当該学校行事等に参加する時間（準備等にかかる時間を含む。）が、担当業務時間数の2分の1以上の職員のうち、夜間学級を担当することが校務分掌上明らかである職員に支給する。</p> <p>問32 夜間学級を別棟に開設する中学校の校長が、別棟の校舎には常時勤務しない場合、手当は支給されるか？</p> <p>(答) 原則として、別棟の校舎で勤務していない場合には支給されない。</p> <p>ただし、通常勤務する校舎において、夜間学級に関する業務に従事することが明らかである場合のみ支給できる。</p> | <p>問28 2年生の通常の学級が2学級あり、2年生及び3年生の児童で構成される特別支援学級の担任が2年生の学年主任の場合、学年主任の手当は支給されるか？</p> <p>(答) 支給されない。</p> <p>複数の児童生徒で構成される特別支援学級については、学校の学級数としては1学級とカウントするが、学年の学級数としては、当該学年のいずれの学級数にもカウントしない。</p> <p>なお、単一の学年の児童生徒で構成される特別支援学級については、学校の学級数としては1学級とカウントし、学年の学級数としても当該学年の学級数にカウントする。</p> <p>(夜間学級教育手当)</p> <p>問29 担当業務時間は「4時間程度」とされているが、4時間未満である場合は対象とならないか？</p> <p>(答) 担当業務時間が3時間30分以上あれば、対象としてよい。</p> <p>問30 夜間学級に在籍する生徒を対象とした学校行事等に出席した場合、手当支給の該当になる職員は？</p> <p>(答) 当該学校行事等に参加する時間（準備等にかかる時間を含む。）が、担当業務時間数の2分の1以上の職員のうち、夜間学級を担当することが校務分掌上明らかである職員に支給する。</p> <p>問31 夜間学級を別棟に開設する中学校の校長が、別棟の校舎には常時勤務しない場合、手当は支給されるか？</p> <p>(答) 原則として、別棟の校舎で勤務していない場合には支給されない。</p> <p>ただし、通常勤務する校舎において、夜間学級に関する業務に従事することが明らかである場合のみ支給できる。</p> |

| 新                                                                                                                                                                     | 旧                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div data-bbox="246 209 1068 331"><p>問33 夜間学級を置く中学校に兼務発令を受けた教諭等が、夜間学級の授業又は教育に関する業務に従事した場合、手当は支給されるか？</p></div> <p>(答) 夜間学級が設置されている校舎において、夜間学級に関する業務に従事する場合は支給される。</p> | <div data-bbox="1167 209 1989 331"><p>問32 夜間学級を置く中学校に兼務発令を受けた教諭等が、夜間学級の授業又は教育に関する業務に従事した場合、手当は支給されるか？</p></div> <p>(答) 夜間学級が設置されている校舎において、夜間学級に関する業務に従事する場合は支給される。</p> |